書　評

柳澤治『転換期ドイツの経済思想—経済史の観点から』2021，日本経済評論社*

小　林　　純†

本書は，序論と第Ⅰ部「初期資本主義・宗教改革の経済思想—Ｍ・ルターから見て」（１・２章），第Ⅱ部「産業革命期における自由主義的な経済思想—三月革命へ」（３～６章）から成る。評者は序論「経済史と経済思想史の交流—大塚久雄の研究との関連で」での設定課題を次の三点にまとめたい。１．「経済過程を実際に支え推進する担い手や社会層を重視し，彼らが抱く経済意識や経済思想に注目した」大塚の観点を重視すること。２．大塚に影響を与えたヴェーバーの言う「資本主義の精神」には「正当な利潤」の理念を包摂する生産価格の観念がある，とみて，資本家および中小生産者の経済活動を規定する生産価格の観念に注目し，それと，利潤認識，生産活動や労働の意識がどう関連したのかを検討すること。３．大塚＝ヴェーバーの有名な「転轍機」つまり歴史の転換期における理念の役割として，ルターとドイツ古典派およびＦ・リストの経済思想を考察すること。著者は，理念・思想や理論と経済主体との関係を重視して，理念・理論の提示者が現実経済をどう認識し，どう変化させようとしたかに注目するこの研究成果により，経済史研究の側から経済思想史研究との交流の深まりに貢献したい，とする。（カッコ内は本書の頁）

Ⅰ

第１章では，ルターが商品経済を営む手工業者や農民たちの労働と生産，商品取引や営利活動をどのように認識し，彼らにどんな考えを提示したかを検討する。研究史をシュモラー，エガー，ヴェーバーと辿り，ヴェーバーがルターの価格論を「生計原則を一歩も出ないスコラ的な立場」としたが，シュモラーは「アダム・スミスに結びつく要素を指摘していた」ことを示す。ルターの「大きな労働と多くの時間は，またそれだけ多くの報酬を得るべきだ」等の表現に注目したシュモラーの評価に軍配を上げ，有江大介の「ルターはスミスの先駆者と言ってもよかろう」（23頁）との言を引き，後の研究でもこの見方が是認されているとした。論点はルターの表現「相応の生計 zymliche narunge」解釈で闡明される。生産価格＝「費用＋適度な報酬」として生計費を費用に含めると，この観念は適正さを超えたツンフト・巨商の独占価格批判にもなる。隣人愛の実践→労働強化→多くの報酬は，質素に暮らす営業者の労働を後押しするもので，伝統的身分の生計保持ではない。ただ中小生産者の生計費と報酬は未分離・地続きである。またこの価格観はツンフト価格が「習慣的には決まっていない」場合だから，著者は「ルターがスコラ的伝統主義に捉われない自らの斬新な価格観，労働の大きさと時間に対応した利潤取得の原理を提示することができたのは，そ

＊本稿は『経営史学』（57-２，2022）掲載の拙稿を修正し大幅に加筆したものである。

†立教大学名誉教授

のような状況がすでに到来していたからといえよう」（27頁）と記した。これはゾンバルト「生計原理対営利原則」観の難点の指摘（31頁）となる。ルターは生計費を超える剰余は利潤として取得を正当化した。著者はこの適正価格論こそ重要で，スミスの自然価格論に重なり，その延長上にヴェーバー「資本主義の精神」がくる，と見立てた。

第２章ではルターの家族史が描かれる。父ハンスと弟ヤーコプと三人の妹全員が銅精錬業関連の暮らしで，マルティンと彼らの関係が一生続いたことが示される。父が「一介の鉱夫の職から身を起こし，銅精錬親方の地位を手に入れ，銅鉱山の鉱区の経営と銅鉱石の精錬業を営む産業企業家となった」こと，そして精錬業の地マンスフェルトの業界事情や当地の伯爵諸家の支配・所有，自然資源等の経済地理が説明される。ここでは，父の事業をはじめとする当時の経営・生産の技術的内容が目を引いた。とくに生産工程や経営規模，業務内容，そして価格決定の制度の具体的叙述が興味深い。工程分業の分析から「二炉で最低16人が必要」なら数百人の銅精錬夫がそこで生活していた，との規模感はその一例である。ただ研究史に暗い評者に正当な評価は難しい。もっぱら，ルターの父と弟，妹たちの家族も「一方では封建的な支配者と，他方では商業資本の抑圧的な環境の下で，しかも銅の国際市場の変動の影響を蒙りながら，今日の中小企業家が日々経験するのと同じように，浮き沈みのある波乱に満ちた企業活動を展開し，その生涯を終えた」ことになる，との記述に著者のメッセージを見た次第。

第Ⅱ部前半の課題はK・H・ラウの章の冒頭で要約されている。「19世紀前半のドイツは，領邦絶対主義的な旧体制の解体と近代的市民的社会の形成＝近代化と，産業革命・国内市場形成＝工業化との，二重の変革および両者の絡み合いをもって特徴づけられる。……ドイツの経済学者は転換期特有のこれらの社会的経済的問題をどのように認識し，自らの経済学に関連づけたのだろうか」（119頁）。ドイツ古典派と称される経済学者たち（第３章でヤーコプとフーフェラント，第４章でラウ）が取り上げられるが，視点は，資本家・中小経営者の意識を規定する通常＝俗流の「費用価格＋（平均）利潤」の生産価格観に据えられる。スミスやリカードゥら英国古典派との関係にも言及されるが，評者には，著者の議論がすべて，経営者の取り分はどう理屈づけられたか，の一点に収斂するように思えた。

ヤーコプを例に。彼は，労働者も企業家も「営利欲あるいは必需品をより多く入手したいという欲求」を最良のばねとして労働する，という。また異種の労働に共通の手作業を認め，一般労働日の観念の登場を示唆して，リカードゥ的労働価値説の先駆的形態を示した（85頁）。投下労働の質と量は，土地・労働・資本からなる費用価格（生産価格）の一部になる。これはスミスの自然価格論の影響下にあるだろう，とされた。注目点は資本利得にある。それは資本家に払われる利子 Zins と企業家の利潤 Profit とに区分され，後者は企業活動（労働・資質・危険等）への報酬とみなされ，労働者の労賃 Lohn に対応し，企業家にふさわしい生計費や継続的営業を可能にする余裕分と危険への補填部分が含まれる。彼は，小資本の総計が民富の大きな部分を形成するとして，生産者の利潤から生計費を控除した部分の蓄積・投資（資本の拡大）が国富増大につながると見た。いわば経済発展のメカニズムをモデル図式で提示した。

フーフェラントについて著者は，使用価値学派（主観価値説）のC・メンガーの「有力な先駆者に位置付け」たミルフォードや原田哲史の理解を批判し，ヴィンケルらのスミスの批判的継承の側面の評価に与する。フーフェラントは価格を行為者の意識を基に，売買双方の希望価格，折衝過程を経た双方合意価格＝市場価格など様々な価格名称を挙げるが，要は供給側の希望価格の前提に要素価格（ヤーコプの費用価格から企業利得を引いたもの）があり，それに利得と慣習的地域的な通常利益 Gewinn を足せば自然価格で，これを目安に市場価格が決まる，という理屈だろう。またヤーコプと同様，企業家利益を自身の能力と労働に

対する報酬，リスク・損失の補償とみなしていた。その源泉は労賃が必要生活費を超える部分にあるとみて，労働報酬をめぐる企業家利得と労賃の相反関係を認めているのは彼の特質の一つである。

ラウは「アカデミズムの経済学の主流をなすドイツ古典派の代表的な経済学者」（121頁）として名こそ知られるが，日本での立ち入った紹介はない。第4章はこの欠落を埋めようという意欲作で，研究史整理から始まる。ラウの「原理・政策・財政」3部作は，まずこの体系構成の影響が極めて大きく，また原理だけでも1826年初版から1833，1837，1841，1847，1855，1863，1868/69と版を重ねた。本章では41年第4版が扱われた。

ラウは財の生産に必要な土地と資本等の要素を結合させて利益をつくり出す主体として企業家Unternehmerの役割に注目し，経済活動の全体を監督し相互に関連づける企業家を「労働者一般die Arbeiter im Allgemeinen」として位置づける。この語は，「単なる賃労働者」と区別してさまざまな環境の中で投下資本の損失のリスクを背負い活動を続ける企業家を表現するためなので，評者なら「普遍的労働者」としたいところだ。資本はじめ諸要素の調達と営業の遂行は困難な仕事であり，個々の作業に関する知識だけでなく，多面的な見識，経験，総合的能力，思慮，意思，秩序感など「高い精神的道徳的特性」が求められる（126，131頁）。ラウはこの活動をになう企業家の利益には彼と家族の生計費が含まれること，その大きさはその地位にふさわしく賃労働者より豊かな消費が可能とならねばならないと述べ，他方の労働者の労賃も，生計費にとどまらず「全労働階級の維持」のため世代再生産分の「全家族の支出」をカバーすべきである，とした（131頁）。彼は生産における労働の役割を重視はするが，商品の交換価値を投下労働量には結び付けず，価格を重視し，価格決定の条件として，ⅰ．財の価値（使用価値）とそれをめぐる取引，ⅱ．生産・調達コスト，ⅲ．競争関係とその条件，を挙げた。このⅰとⅲが効用学説に吸収されることになる。

Ⅱ

第Ⅱ部後半では「三月前期」のリストの理論・実践の影響（第5章）とドイツ三月革命の展開（第6章）が描かれるが，その紹介をもって，上記の3・4章の紹介の一面性を補完したい。ドイツ古典派の経済学者たちは，英国古典派の導入が自国の前近代的社会構造の変革に繋がることを意識していた。英国古典派は経済的自由主義の世界の産物であり，ドイツはその理論が妥当しうる場の実現をいまだ課題としていた。ツンフト規制が「もはや問題ではないnicht mehr」世界の理論を「いまだ解消されていないnoch nicht」世界で論じていた。ヤーコプは民富形成の阻害要因に農業での「土地利用の制限」，工業での「特権・独占・ツンフト・イヌング」の問題性（94頁）を挙げた。フーフェラントは労働者・企業家・資本の「自由な移動」の抑制および「恣意的な国家制度，行政・警察令」を指摘した（106頁）。ラウは「労働主体の活動を妨げる諸障害の除去を政策論の根本に」置き（135頁），具体的に封建的諸関係の除去とツンフト制の改革を説いた。加えて領邦国家体制であり，国民的経済圏の一体感すら欠けていた。だから彼らには「国家統一」と「旧制度の廃止」が共通課題となっていた。これを「後進問題」としておく。しかし無条件の営業の自由が実現されたら，移行期のつねとして特定手工業の過当競争や技術低下，既存権利への補償問題等も出てくる。とくに失業者や工場制に伴うマイナス面も懸念されるから社会政策的対応も必要になる。これを「先取問題」としておく。「三月前期」を評者の造語であるこの後進問題と先取問題の重畳で特徴付け，その下で諸論者の視界・利害・知見に応じて議論が多様化した，と捉えておきたい。

この時期のリストとその影響については，近年の諸田實の精力的な研究により多くが明らかにされてきた。著者はそれも参考に，とくに工場主たちの国内連帯と保護関税要求に向かう運動を描く。またアイゼンハルトとシューツという二人の大学

人を検討してリスト受容の具体像を示し，リストには希薄と思われていた営業の自由実現の希求があったことを強調する。半世紀におよぶ著者の三月革命研究は請願書の分析から始まったと記憶するが，終章ではこのドイツ立憲国民議会（フランクフルト議会）の内と外の関連が問われ，運動の圧力が委員の自覚に繋がっていたことが印象的に記される。議会ではとくに国民経済委員会と憲法委員会とが経済問題を扱った。憲法の「基本的権利の確定は社会経済的諸関係の改造の問題でもあった」（206頁）ことが認識されており，移動の自由や営業の権利，十分の一税・領主裁判権・グーツヘル警察権の廃止などは直接に人々の経済生活に関係していた。保護関税や営業の自由などの経済問題を包括した標語は「国民的労働の保護」であった。議会では封建的賦課の有償廃棄，適度な保護関税，行きすぎない営業の自由が多数派となった。ライヒ（ドイツ国）憲法に盛り込まれた自由主義的諸権利や経済的統一の理念は当時の有力な経済思想に支えられており，リストとドイツ古典派の経済学は変革の思想的基盤を提供したのだった。革命は挫折したが，この運動がドイツ史の展開に影響を与え，プロイセン（王国）憲法も不十分ながら立憲制・基本的人権等を取り入れ，これが日本の明治憲法作成にあたり模範となったことを記して本書は閉じられる。

Ⅲ

本書の主張を評者の関心から次のように再構成して若干論じたい。①ルターに始まる「コスト＋企業者利潤」の価格観にはその現実的基盤としての商品生産活動の展開があった。②活動の担い手たる資本家・中小営業者は自己の労働成果の取り分を経済観に反映させた。③その経済観を汲んだドイツ古典派には，「三月前期」の運動に「労働の保護」と「自由な活動の制約排除」という思想基盤を提供した意義がある。④ドイツ古典派には後進・先取という二重課題の難問が存在した。

まず③について「スミス的なドイツの経済学は領邦絶対主義的な旧体制に対する批判の要素を内包していた」（110頁）とされるように，英国古典派は何よりも経済的自由主義の主張として受容された，と見てよかろう。評者は，スミスの体系が，旧体制破砕後の英国政府が自国の雇用維持・増大のために展開した重商主義政策の行き詰まりへの批判として成立した，と見ている。ラウたちの自由主義的経済学が現実と繋がりをもつ（①）とはいえ，その現実は英国の重商主義政策以前的な制約下にあった（後進性），と言える。理論的思弁には現実に縛られぬ独自な展開が可能だから，資本や労働の流動性を前提に理論を構想できるが，スミスとラウではやはり己れの理論の現実的妥当性については展望が異なる（③④）だろう。ラウは費用価格以下では販売は行われにくい（128頁）としたが，同じ指摘はＪ・スチュアートの『経済の原理』第２編第４章にもある。またラウの効用価値への注目と価格論の繋げ方については，後知恵でいえばマーシャル的な時間導入で効用とコストの規制力の違いを説けば処理できそうだ。実際の多様なケースの理屈を示すことでラウの教科書的意義は高まる。ロングセラーたる所以であろう。だがそれは，前近代的諸制約の下でも，また自由競争の弊害の対策にも活用できる内容だったこと（④）を物語るのではないか。評者は自由主義的「ドイツ古典派」のこの多義性を本書で改めて実感した。

次に②に関連して著者が「俗流経済学」に注目したことを，評者は経済学史の通史構成への問題提起になると受け取った。マルクス派には「俗流」として処理されても，経営活動への報酬は本書に描かれるルターから，Ｊ・Ｓ・ミル（杉原四郎『イギリス経済思想史』第２部），Ｆ・ナイト『リスク・不確実性・利潤』第10章の雇われ経営者，ピケティ『21世紀の資本』（訳書329，532頁）までずっと理論の重要論点である。中小経営者の労働の正当な対価の観念は初期には労働価値説に繋がるが，すでにドイツ古典派内でも搾取論や賃銀と区別する論理が登場したことが本書で説かれた。

19～20世紀転換期には限界生産性への理論的収斂の一方で，非生産的要素の営利利用の指摘（ヴェブレン）も出てくる。著者が中小企業を具体的に論ずるとき必ず「資本主義」という経済体制総体の認識に関わらせている，と受け止めてきた評者は，今回は，勤労倫理と営利活動が結びつく局面を19世紀前半までのドイツを舞台に描き，その動態的な意義を示した，と見ている。その含意として評者の念頭に浮かぶのは，一つには大塚久雄の経済史研究の主題であり，もう一つには現代のGAFA に象徴される大資本の規制力の下に中小企業が意味をもつ場を探ることである。完全競争市場の一般均衡という理念上の仮構はすでにロビンソンやチェンバリンが企業活動を実態に即して理論化したことで破られた。だが企業経営者の取り分を通史的に説明する理屈を評者は寡聞にして知らない。ここでは，中小企業者の活動と意識に焦点を当てることは体制総体のあり方を問う視角として経済史研究にも経済学史研究にも有効である，という著者の示唆を受け止めるべきだということである。とりわけ「資本主義」経済の生成・展開・変質を見通すには管制高地となる視角だろう。

Ⅳ

読後に残るムズムズ感をあえて言語化しておく。

商品経済の発展度の評価について。ルターが体験したのは「三月前期」の後進問題で示したような課題を残すドイツの三百年前の社会だ。制約はもっと大きかったのではないか。zymlich の解釈は分かるが，同時代人に当たり前の空気・諸条件は記されぬ（小熊英二『日本社会のしくみ』序章のエートス論）ことも多い。後代の感覚をどこまで投影できるだろうか。

ドイツ古典派・歴史学派の性格をめぐって。例えばシューツは経済学には「国民の経済制度の総体を『自律的な政治体』として理論的に叙述する」課題がある（190頁）と考えた。この統治制度重視の指向は，歴史学派の一面，例えばアシュリーがカナダで担った講座名称“Political Economy and Constitutional History”に象徴される法・制度史重視へと継がれた。英国ではこの指向性は経済史として分立し，理論は Economics として純化独立する。シューツを初期の両面性並存と見れば分かりやすいが，例外はあれ彼を歴史学派には数えない。また三月前期の先取問題は50年代以降実現して社会問題となり，これを見たシュモラーが社会政策の必要性を説いたが，内容的にはすでにラウが述べていたこと（141-２頁）だった。

また著者がアイゼレンとシューツを掘り起こした意義は，研究史の欠落を埋めたことと，価値の理論を拒否したリストの評価とにあるだろう。従来はリストのジャーナリスト活動の面が強調されたが，アカデミズムに内容的に組み込まれていた（英国古典派とリストの「接合」169，177頁）ことが示された。後の自由貿易帝国主義の理屈はある程度の古典派理論の消化を前提として先進後進の同時存在を繰り込む構成なので，シューツの接合によりリストの段階論も学史的位置を得られる。

ラウは，英国古典派の咀嚼による経済的自由主義の理念を示したとされるが，政策的調整（ファイン・チューニング）を説いた，いわば英国のJ・スチュアート段階にあった人物と映る。ドイツでも「三月前期」の経済理論では構成価格論と価値分解説の関係が意識されていたようだ。マルサスやシスモンディ評価（173頁）が明示されて販路説・過少消費説問題も理解された形跡もあるので，英国と相似形ではある。だがそれが出てくるのは人口を問題にするところだ。ドイツの場合，旧社会解体期の大衆貧困（Pauperismus）があって，これを先取問題の関心に重ねて理解していたのではないか。だから接近法・対策にも特色が出る。英国古典派は，マルクスの言を借りれば「相対的過剰人口」，資本蓄積のあり方に伴う人口の論じ方である。この点は木村周市朗『ドイツ福祉国家思想史』第二部が研究史を踏まえて論じていた――文献は李依妮（リ・イニ）氏のご教示による。結局，英国古典派理論はドイツでは真髄のと

ころで受容されなかったのでは，の思いが残る。一般に「英国古典派が受容・修正されてドイツ古典派が成った」とされるが，理論の体系性とそれを支える思想の受容はされなかった，と大方の批判を受ける妄言を記しておこう。スチュアートが景気対策として土地の溶解を誘発させるファイン・チューニングを説いた（『小林昇経済学史著作集Ⅴ』319頁）ように，ラウも自由放任に反対した。スミスが自由放任を主張したというつもりはないが，市場機能への信頼度の違いは明らかだろう。大塚久雄は財閥に象徴される特異な戦前の日本経済を問題視して英国経済史研究に踏み出したが，同時代の柴田敬の理論研究は国際的評価に値したという。現実と机上の論理の関係はいつも難問だが，ドイツ古典派の経済学者たちに英国の理論がリアルに了解されたとはどうしても思えない。シュンペーターはラウを「経済理論の面では高く評価できない」とし，彼の「スミス的経済学の独自な受容やその思想史的な意義については関心を示さなかった」（123頁）。これを，あえて本書から上の妄言の弁護用に引いておく。

付記：評者は著者柳澤治先生が担当された1975年度本学大学院科目「ドイツ経済史」の単位取得者である。以来半世紀近くにわたりご指導を賜った。先生のプチブル（中小資本主義的企業・中小資本制的経営・中小商工業者・中小ブルジョアジー・中小経営・中間層・小売商・手工業者・農民――複数のご著書の目次から適宜拾った表現）の実証的研究が一貫して経済体制総体の認識に関わるものであることをご著書から感じてきた。未だ消化しきれぬことを恥じつつ，長年のご指導に感謝申し上げる。